

電子お薬手帳導入説明会

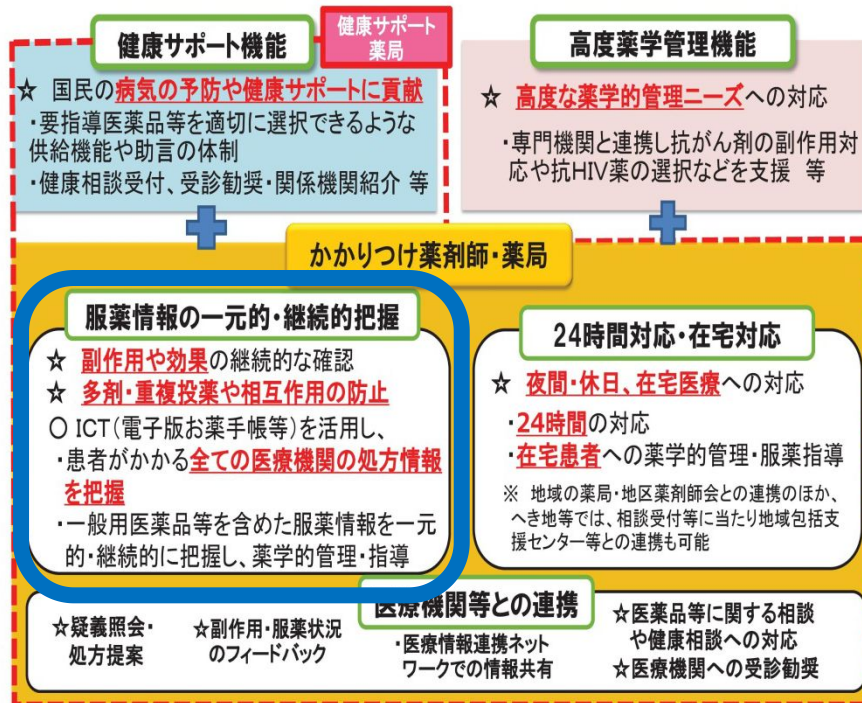
沖縄県薬剤師会

2018年12月17日・18日

患者のための薬局ビジョンで、「かかりつけ薬剤師・薬局」がもつべき3つの機能の1つにICT(電子版お薬手帳)を活用が示された

「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～



3

かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能

- 地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関して、いつでも気軽に相談できる**かかりつけ薬剤師**がいることが重要。
- かかりつけ薬剤師が役割を発揮する**かかりつけ薬局**が、組織体として、業務管理(勤務体制、薬剤師の育成、関係機関との連携体制)、構造設備等(相談スペースの確保等)を確保。

服薬情報の一元的・継続的把握

- 主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、**患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握**し、薬学的管理・指導を実施。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、**お薬手帳の一冊化・集約化**を実施。

24時間対応・在宅対応

- 開局時間外でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し**随時電話相談を実施**。
 - 夜間・休日も、在宅患者の症状悪化時など場合には、**調剤を実施**。
 - 地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、**在宅対応**にも積極的に関与。
- (参考) 現状でも半分以上の薬局で24時間対応が可能。(5.7万のうち約3万の薬局で基準調剤加算を取得)
- ・薬局単独での実施が困難な場合には、調剤体制について**近隣の薬局や地区薬剤師会等と連携**。
 - ・へき地等では、患者の状況確認や相談受付で、薬局以外の**地域包括支援センター等との連携**も模索。

医療機関等との連携

- 医師の処方内容をチェックし、必要に応じ処方医に対して**疑義照会や処方提案**を実施。
- 調剤後も患者の状態を把握し、**処方医へのフィードバック**や**残薬管理・服薬指導**を行う。
- 医薬品等の相談や健康相談に対応し、**医療機関に受診勧奨**する他、**地域の関係機関と連携**。

4

ICTの活用について示された部分 意義やメリットが記載されている

ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握

電子版お薬手帳の意義

- お薬手帳は、**患者の服用歴を記載し、経時的に管理**するもの。**患者自らの健康管理**に役立つほか、医師・薬剤師が確認することで、**相互作用防止や副作用回避**に資する。
- 紙のお薬手帳に比べた**電子版お薬手帳のメリット**
 - ①携帯電話やスマートフォンを活用するため、**携帯性が高く、受診時にも忘れにくい**。
 - ②データの**保存容量が大きい**ため、**長期にわたる服用歴の管理**が可能。
 - ③服用歴以外に、システム独自に**運動の記録や健診履歴等健康に関する情報も管理**可能。

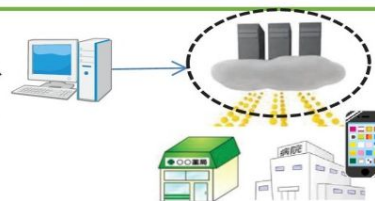
【スマホ型】

患者が薬剤情報提供書に表示されているQRコードを撮影して取り込む



【クラウド型】

患者同意のもと、薬局から直接サーバにデータを保管



※どの薬局の情報でも記録できるよう、平成24年に保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）が標準データフォーマットを策定

普及のための方策

～バラバラから一つへ～

- **一つのお薬手帳で過去の服用歴を一覧できる仕組み**を構築するとともに、異なるシステムが利用される下でも、**全国の医薬関係者で必要な情報が共有化**できるようにする。
- 医療情報連携ネットワークの普及で、将来、**ネットワーク上の情報の一部を患者が手帳として携行**することも想定。今後を見据え、**データフォーマットの統一化**などの整備を図る。

調剤報酬観点

【薬剤服用歴管理指導料】

1 原則6月以内に再度処方箋を持参した患者に行った場合:41点

2 1の患者以外の患者に対して行った場合:53点

3 特別養護老人ホーム入所者に対して行った場合:41点

注1 1及び2については、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、手帳を持参していない患者又は区分番号00の1に掲げる調剤基本料1以外の調剤基本料を算定する保険薬局に処方箋を持参した患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合は、53点を算定する

【特例】

・6月以内に再度処方箋を持参した患者様のうち、手帳を持参した患者様の割合が50%以下の場合:13点



平成30年度診療報酬改定

薬局における対人業務の評価の充実⑤

薬剤服用歴管理指導料の特例

○ 適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局に対する薬剤服用歴管理指導料の区分を新設する。

(新) 薬剤服用歴管理指導料の特例

13点

なお、この場合において、薬剤服用歴管理指導料の加算は算定できない。

【施設基準】

適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局であること。(※)

※ 6月以内に再度処方箋を持参した患者のうち、手帳を持参した患者の割合(6月以内に再度処方箋を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数うち、手帳を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数の割合)が50%以下である保険薬局

➢ 計算方法(薬剤服用歴管理指導料の算定回数)

6月以内に再度処方箋を持参した患者

左記以外の患者



6月以内に再度処方箋を持参した患者のうち、手帳を持参した患者の割合: (A) / (A+B)

※ 前年3月1日から当年2月末日までの実績をもって該当性を判断し、当年4月1日から翌年3月31日まで適用する。

※ 該当した場合であっても、直近3月間における実績により、50%を上回った場合には対象外とする。

(問28) 薬剤服用歴管理指導料

出典：[疑義解釈2016（その1）](#)

調剤 薬剤服用歴管理指導料



(問28) 患者が電子版の手帳を持参してきたが、保険薬局が提携している電子版の手帳の運営事業者と患者が利用する電子版の手帳の運営事業者が異なる場合や運営事業者と提携していない保険薬局の場合など、薬剤師が薬局の電子機器等から患者の手帳の情報を閲覧できない場合はどのようなになるのか。

(答) 電子版の手帳については、「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日薬生総発第1127第4号）の「第二提供薬局等が留意すべき事項」の4（2）に規定する一元的に情報閲覧できる仕組みが公益社団法人日本薬剤師会より提供されているので（平成28年4月1日より）、当該仕組みの活用により、患者から手帳の情報が含まれる電子機器の画面を直接閲覧することなく情報把握することを原則とする。

このような仕組みが活用できない保険薬局においては、受付窓口等で患者の保有する手帳情報が含まれる電子機器の画面を閲覧し、薬剤服用歴に必要情報を転記した場合に限り、薬剤服用歴管理指導料を算定可能とする。この際、患者の保有する電子機器を直接受け取って閲覧等を行おうとすることは、患者が当該電子機器を渡すことを望まない場合もあるので、慎重に対応すること。

なお、このような方法で情報を閲覧等できない場合は、患者が手帳を持参していない場合の点数（50点）を算定するのではなく、薬剤服用歴管理指導料自体が算定できないことに留意すること。

患者が算定要件をみたす電子お薬手帳を利用しているにもかかわらず、薬局でその情報を閲覧できない場合、薬剤服用歴管理指導料自体が算定できません。

⇒すべての電子お薬手帳を導入する必要はないが、閲覧するためe薬Linkに対応した電子お薬手帳を最低1つ導入が必要。

「電子お薬手帳」の啓蒙のための新しいお薬手帳

<背表紙>



<表紙>



おくすり手帳

No, _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

お名前

電子おくすり手帳 をご存知ですか？

スマートフォンがあなたのおくすり手帳になります

薬局のおすすめ電子おくすり手帳

<詳しくは裏面をご覧ください>

病院、医院、薬局、薬店に行くときには毎回お持ちください。
(処方箋がある場合は一緒にお出してください。)

一般社団法人 沖縄県薬剤師会

電子お薬手帳で いつでも安心！！

スマートフォンで お薬手帳を便利に活用！！

★家族のお薬情報も1つのスマホで一緒に管理できます。

★災害時・緊急時でもスマートフォンがあれば服用中のお薬情報を確認できます。

★かかりつけの薬局へ処方箋画像を送信して待ち時間を短縮できます。

★お薬の情報をワンタッチでネット検索。

★健康に関する情報が薬局から届きます。



一般社団法人 沖縄県薬剤師会

- ・ 12/5にアリカワコウヘイ氏よりデータ入稿あり（表紙だけでなく全頁デザイン）
- ・ 12月中旬に業者より完成品が納品
- ・ 年内に患者のための各薬局20部無料配布
- ・ 既存の薬剤師会のお薬手帳と価格は同じ（22円/冊）
- ・ 転売防止のために、誓約書記入依頼

< 背表紙裏面 >

名称：おきなわ電子おくすり手帳

社団法人 沖縄県薬剤師会推奨 電子おくすり手帳

スマートフォンで
処方せんを送って
待ち時間短縮！



おきなわ電子おくすり手帳

※スマートフォンのみ対応 ご利用環境：Android 4.3以降 または iOS 8.0以降推奨

2019年1月よりサービススタート！

おきなわ電子おくすり手帳に関するお問い合わせ先

沖縄県薬剤師会 TEL:098-963-8930 FAX:098-963-8932

サービス提供会社 ファルモ TEL:03-5333-0553 大日本印刷 TEL:050-3170-6530

- ・ 名称やアイコンは沖縄県薬オリジナルだが、中身は和歌山県薬剤師会での患者のための薬局ビジョン推進事業でも実績あり（CARADAお薬手帳）
- ・ アプリのアイコンは紙のお薬手帳とキャラクター連動
- ・ 薬局や高齢の患者さんにも簡便な操作性
- ・ **1年間処方箋送信機能が県内全薬局無料で利用できる（登録と設定必要）**
- ・ 薬剤師会から会員への一斉送信機能対応（インターネット回線のため通信費用なし）
- ・ 電子お薬手帳全機能（レセコン連動や薬局から患者お薬手帳への書き込み対応、電子お薬手帳としての算定要件）を契約した場合月1500円
- ・ 不動態在庫ネットワーク対応などの拡張性（オプション）

(調剤予約機能付き) 電子版お薬手帳が普及することにより患者が得られる効果や可能性

■ 「門前」から「かかりつけ」へと患者本位の医療分業を実現する

* 現在、FAXコーナーを持たない医療機関において、多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。また、FAXコーナーを設置していても、FAXコーナーを利用していない患者層もあり、直接処方箋を持ち込むケースも多い。患者や薬局が事前に薬の準備が可能であるか確認できるセルフFAXコーナーとして活用できる。

電子お薬手帳利用者促進イベント

*「おきなわ電子おくすり手帳」をダウンロードしてもらう活動を実施する。(健康フェア等やショッピングセンターにおいて啓もう活動や説明を実施)

⇒6つの地区薬剤師会内で約2回ずつ実施(予定:2019年1月~2019年3月)

*電子お薬手帳利用促進キャンペーンの取組

⇒助成金を活用した、電子お薬手帳を利用してもらう事に対してインセンティブを付与するキャンペーン。

ポイントの対象①電子お薬手帳アプリのダウンロード②かかりつけ薬局登録③処方箋送信機能の利用④電子お薬手帳機能活用等

*事業の実施内容等について県民に広く周知するための取組

⇒ポスター・チラシ(手帳)作成・配布し、上記のキャンペーンを周知

最後に

- * 処方箋送信機能の設定を各店で実施してもらいたい。
- * おきなわ電子おくすり手帳を県民に普及させるため薬局から、活用方法を発信してもらいたい。

ご清聴ありがとうございました。